

令和元年度中に策定、変更予定の県の計画等について

計画等の名称	計画期間	区分 策定 変更 廃止	法律上の位置づけ				その他	備考（根拠法令、上位計画等）	所管部局名 所管課名
			法定 受託	義務	努力 義務	任意			
滋賀県地域防災計画（震災対策編他）	—	変更		○			災害対策基本法（第40条）	防災危機管理局	

## 滋賀県地域防災計画の修正について

### 1 概要

- 県は、国の防災基本計画に基づき地域防災計画を作成し、必要があると認めるときは、これを修正しなければならないこととされている。

(災害対策基本法第40条)

- 本県では、危機事案ごとに「風水害等対策編」、「震災対策編」、「事故災害対策編」、「原子力災害対策編」の4編を作成している。

### 2 修正

- 毎年度検討を行い、必要な修正を行っており、本年度においても、防災基本計画の修正等の内容を踏まえ、修正を行う予定。

(今後の予定)

年度末の防災会議で修正を予定

(参考)

平成30年度滋賀県地域防災計画の修正

#### 【主な修正項目】

- ・平成30年度の災害の教訓を踏まえた修正  
(大阪北部地震、米原市竜巻災害、平成30年台風第21号)
- ・滋賀県災害時受援計画策定に伴う修正
- ・国の防災基本計画の修正(平成30年6月)を踏まえた修正
- ・原子力規制委員会告示一部改正(平成30年2月15日)に伴う修正